

2023年度 給与・手当

◆ 性の健康や妊娠・出産に関する相談支援事業

- ・基準時給 1,600円
- ・深夜労働(22時～5時)割増賃金について
 - 1時間あたり賃金×法定労働時間外時間数×0.25
- ・面談/同行支援の手当について
 - 同行手当:基準時給×25%

◆ 青少年や母子の健康推進に関する啓発普及やそれに関連する事業

- ・基準時給 1,600円
- ・日勤(9:45～18:15)
 - 日給:基本時給8.5時間相当を支給
- ・夜勤(18:00～翌10:00 基本の休憩時間:22:00～5:00)
 - 日給:基本時給9時間+深夜手当

【各事業時給・手当の見直しについて】

年に1回、また各事業の稼働状況・成果・法人の収支状況に応じ、随時行う。

【交通費規定】

1. 同行支援に係る交通費実費は全額支給
2. その他交通費について、1日の上限額は3,000円
※ただし、法人より指示要請があった業務に関しては全額支給
3. 交通経路・交通費は、合理的かつ最安経路の使用をする。
4. 定期券を購入する場合は、6か月定期券の金額を6か月割りしたものを1ヶ月の固定交通費とする。

【試用期間中給与について】

試用期間中は全ての業務に関し、時給1,300円(※深夜労働(22時～5時)割増賃金25%増:時給1,625円)を基本とする。交通費は「交通費規程」通りとする。

以上